

## 恵那市障がい福祉サービス等事業所物価高騰支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び世界情勢等の影響による物価高騰により、安定的な障がい福祉サービス提供等に影響を受ける障がい福祉サービス等事業所の負担を軽減し、及び利用者負担の増加を防ぐため、障がい福祉サービス等事業所に対し、予算の範囲内において、恵那市障がい福祉サービス等事業所物価高騰支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「障がい福祉サービス等事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第18項に規定する相談支援、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1号に規定する障害児通所支援、恵那市移動支援事業実施要綱(平成18年恵那市告示第72号)に規定する移動支援事業、恵那市訪問入浴サービス事業実施要綱(平成18年恵那市告示第71号)に規定する訪問入浴サービス事業及び恵那市日中一時支援事業実施要綱(平成18年恵那市告示第74号)に規定する日中一時支援事業を行う事業所をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、令和5年7月1日までに市内に開設されている障がい福祉サービス等事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合に該当する障がい福祉サービス等事業所は、交付対象から除外するものとする。

- (1) 令和5年1月1日から令和5年6月30日までに別表に掲げるサービス内容の提供実績が確認できない場合
- (2) 第7条の請求日時点において、廃止又は休止している場合
- (3) 前項の同年度において、市が実施する他の物価高騰支援金の交付を受けた場合

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に掲げるサービス内容及び支援金区分に応じ、次の各号に定める額とする。

- (1) 訪問サービスⅠ 5万円
- (2) 訪問サービスⅡ 5万円
- (3) 通所サービス 10万円
- (4) 入所サービス（施設定員10人未満に限る。） 10万円
- (5) 入所サービス（施設定員10人以上30人未満に限る。） 30万円
- (6) 入所サービス（施設定員30人以上50人未満に限る。） 50万円

2 支援金の交付は、1施設当たり前項各号に掲げる区分につき1回を限度とする。この場合において、前項各号に掲げるサービス内容に複数該当する施設にあつては、当該サービスについて合算した額の支援金の交付を受けることができる。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市障がい福祉サービス等事業所物価高騰支援金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 交付申請の期限は、令和6年2月29日とする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定に基づく支援金の申請があつたときは、関係書類を審査の上交付又は不交付を決定し、恵那市障がい福祉サービス等事業所物価高騰支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、恵那市障がい福祉サービス等事業所物価高騰支援金交付請求書（様式第3号）により、市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付の申請を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、返還させることが適当と認めるとき。

(立入検査等)

第9条 市長は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、職員に交付決定者の障がい福祉サービス等事業所に立ち入り、帳簿書類等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(書類の整備)

第10条 交付決定者は、当該事業に関する帳簿及び書類を審査し、支援金の交付に係る会計年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条関係）

サービス内容	支援金区分
計画相談支援	訪問サービスⅠ
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 移動支援事業 訪問入浴サービス	訪問サービスⅡ
生活介護 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 自立訓練（生活訓練） 日中一時支援事業 児童発達支援 放課後等デイサービス	通所サービス
短期入所 共同生活援助 施設入所支援	入所サービス（施設定員10人未満に限る。）
	入所サービス（施設定員10人以上30人未満に限る。）
	入所サービス（施設定員30人以上50人未満に限る。）